# 職業技能専門教育研究機構入会及び退会規程(定款一部抜粋)

#### (目的)

第1条 この規程は、定款の規定に基づき、この法人の賛助会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入会)

第2条 この法人の賛助会員として入会しようとする団体又は個人は、理事会が別に定める入会申込書を記入し、この法人に提出しなければならない。

#### (入会及び会費)

第3条 会員は、理事会において入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

- 第4条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届を提出したとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第5条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

## (除名)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。 この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

# (入会金及び会費の不返還)

第7条 既納の入会金、会費は、返還しない。

以上

